

午後0時59分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告します。黒田昭雄君から早退の届出があつております。

午前引き続き市政一般質問を行います。その前に市長から午前中の初村議員の答弁に対し、訂正の申出があつておりますので、これを許可いたします。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 午前中の初村議員の質問の中で、トワイレのトイレの関係のところ、私、バイオマス等による分解処理というふうに申しましたけど、バイオマスではなくてバクテリアと、そしてまたこれは微生物等の分解ということでございますので、訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

○議長（小川 廣康君） はい、どうぞ。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 皆さん、こんにちは。創政の長郷です。通告に従ひまして2点、本日は質問をいたしたいと思ひます。

まず1点目が、被災支援制度について、どのようにお考えかということについてお尋ねをいたします。

本年も台風第9号、第10号で、本市にも大きな被害が出ておるわけですが、今回の被害等についても、国の救済措置には該当しないということで、県もなかなか対応を渋つていたようですが、県のほうは単独事業で何とか対応しようということで、補正予算が要求されているようです。

このように局所的な災害が最近多発しておるわけです。なかなか国の共済制度、補助制度等が適用しにくいというような状況も考えられます。今、国のほうとしては、共済制度を活用するように特例をして、それに加入していない人たちについては、ペナルティーって言つたら過言かどうか知りませんが、補助率をダウンしていると、今議会においても市の説明を受けますと、未加入と加入の補助率の差が出ております。こういったことに対して、事業者としては、金額の多寡にかかわらず経営的に大変圧迫されるというのが現状じゃないかと考えます。

そこで市において、国県等の各種制度等に該当しない被災者、被災事業施設等について、その対応をどのようにお考えか、まず1点お伺ひをいたします。

2点目なんですが、これ指定管理制度なんですが、今、指定管理、市には多くの施設がございます。しかし、この指定管理制度は、その施設の設置目的を効果的に達成するために、民間事業者の持っているノウハウを活用しようと、それをするのがこの制度の大きな根幹であろうと思ひております。しかしながら、本市においては、特定の事業者が継続をして選定されていると、この原因は、公募しても応募者が1者であるとかいうのが多々見られているようです。こちら辺については、幾ら指定管理制度があるからといって、このまま検証しないで、ずるずるといくのは

いかななものかなと考えております。

この制度の対象施設の見直し、リスク分担の見直し等を再検証されて、新たに指定管理施設としての設備、施設等の管理を考えるように、立ち止まったらいかななものかなと考えています。といいますのは、市がつくっています公の施設の見直し等が多分来年の3月、計画が切れると思うんですけど、ここにはちっちゃくは書いてないです、大まかな施設だけが羅列されておりますけども、そういったことじゃなくて、公の施設全般について、ひとつ再検討するお考えがあるかないかお伺いいたします。

同じく指定管理の制度についてなんですが、道路の維持という問題があります。これ、昨日も話が出てましたけど、観光地を目指す本市としては、国県道であろうと市道であろうと、清掃、除草、これは終年きれいにやってほしいなと願っているものであります。となれば、今、夏場で行っている草刈り作業で、果たしてそれが達成できるのかなということを考えたときに、道路法でいけば市町村が市町村道は管理するように規定されておりますが、全くできない話じゃないと私は考えておまして、道路の清掃、除草に限って指定管理制度を導入されるお考えがあるかないか、この2点について、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 長郷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、被災支援制度についてでございますが、まず農業施設では、令和元年度の大雨、台風第17号による災害復旧支援として、強い農業担い手づくり総合支援交付金事業により、19件の施設復旧を支援しております。令和2年度は、台風第9号、第10号により、92件の被害が発生しておりますが、今回の被害につきましては、従来の強い農業担い手づくり総合支援交付金事業の対象とならなかったことから、県の農業用ハウス、畜舎等の復旧対策支援事業を活用して、ビニールハウス等の修繕24件を市の負担分を合わせて本定例会に補正予算として上程しているところでございます。

次に、水産業施設については、台風第9号及び第10号により、11の漁協管内で、漁業施設、漁船、生けす、魚類、アコヤガイ等、180件程度の被害を受けており、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、非常に厳しい経営を強いられております。

災害対策事業における水産業協同組合所管の施設、俗に言う暫定法でございますけども、農林水産業協同利用施設災害復旧事業、浜の活力再生成長促進交付金が活用可能でありますけども、早期復旧が必要な施設であるにも関わらず、災害申請等に長期間を要するため、有効活用には至っていない状況であります。

また、所属組合所有の民間施設等につきましては、共済制度を活用していただきながら、共済対象外施設については、今年度は、長崎県による養殖施設等の災害対策支援事業により、養殖施

設の復旧支援及び代替魚の購入支援を活用予定であります。これにつきましては、対馬市としても、県と同様の支援を行うべく、第3回臨時会において、予算を御承認いただいたところでございます。

毎年増加する災害に対応するため、甚大な被害が発生した場合は、規模状況により、国、県の支援策と併せて、適宜必要な対策を検討してまいります。

次に、指定管理制度についてでございますけれども、議員御承知のとおり、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的として、平成15年9月の改正地方自治法の施行により、導入された制度でございます。

本制度の導入に伴い、本市におきましても、各施設の設置条例を改正し、平成18年4月から施行をしているところでございます。令和2年4月現在において、本市が設置します公の施設のうち148施設については、指定管理で管理運営を行っているところでございます。このうち、集会施設、123施設については、地区住民等が主体的に利用する地域密着型の施設として、非公募により、地元地区を選定し、地区承諾のもとで管理運営を行っているところでございます。

議員御質問の指定管理の対象施設の検証と、その再検討について、1点目の対象施設の見直しと2点目のリスク分担について、併せてお答えいたします。

現在指定管理の対象となっております施設は、平成15年の指定管理者制度導入に伴い、それまで地方公共団体の出資団体等に限定して委託することが可能であった管理委託制度の廃止により、指定管理へ移行したのや、また6町合併後の行財政改革によります財政健全化や定員適正化などに伴い、直営や一部業務委託により、管理運営を行っていた施設を指定管理へ移行したものがほとんどでございます。これは、本市の厳しい財政状況において、本制度の目的の一つであります経費の節減を図ることに重視したことが、指定管理の対象施設となった大きな理由でございます。

しかしながら、制度導入後14年が経過し、3回目の更新を迎えようとしております。施設によって、用途や目的、規模が異なるため、過去の管理運営における収支、施設管理及びサービスなどの実績データに基づき、一部の施設においては、検証も必要かと考えております。まずは一旦立ち止まり、各施設の設置目的を効果的・効率的に達成するためには、指定管理、一部業務委託など、どの運営形態が最も適切であるかを総合的に判断したいと考えます。

また、指定管理におけるリスク分担につきましても、施設別に検証が必要かと思っております。今後、精査し、判断してまいりたいと考えております。

次に、道路清掃、除草の指定管理の件でございますけれども、指定管理者制度は、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であるとの考え方にに基づき、法改正され、導入されま

した。しかしながら、その中で、「道路法、河川法、学校教育法等、個別の法律において、公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることはできない」とされておりま

す。
御質問の道路の除草につきましては、道路法におきまして、国県道や市道の管理者は、国と地方公共団体に限定されていることから、法令上、市道は、指定管理者制度の適用はできないことになっておりますので、御理解くださるようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

まず、被災のほうからお尋ねをいたします。

今、説明がございましたのは、補正予算等で説明を受けた、全く内容なんですけれども、私が尋ねているのは、県単事業でこの台風第9号、第10号は確かに、おっしゃるように、市も相応の負担はしております。が、これは県がやって、市がそれにのっかっているというのが現状じゃないかと思えます。国にしても同じことなんです、義務負担というのか、県とか国からのお願い負担というのか、そこら辺は定かではありませんが、いずれにしても、地元自治体も何らかの負担を強いられているというのが現状だと思います。

そこで、例えば、県の場合、国の場合もそうだと思うんだけど、一定の金額、例えば、今回の第9号、第10号に限っては50万以上という枠組みがあります。それも、今、市が負担しているのは、先ほど言いましたように、農業共済なり、収入保険なり、いろいろな各種共済等に入っていない場合、入ってる場合の差があります。市として、ここら辺をもう少し明確にしておきたいんですが、助成率は県の場合、共済に入ってた10分の3ですね。市の場合、県がお願いしている市に対する非加入の場合は100分の15ですよ。市町村の負担も同じく、共済に加入した場合は10分の1、加入していない場合は20分の1という、県は枠組みをつくっております。市もこれに沿って予算を上程されておるということですが、私が尋ねたいのは、この県がつくった、今回に限ってですよ、県が単独でやっているこの事業の、県が要望している負担率だけをのせているんで、ここら辺をもう少し検討する必要があるんじゃないかと、共済に入っている人、入っていない人の差額は生じるということをお考えたときに、逆から考えると、この共済制度について市の担当部署は、その共済組合なり、何なりと共同しながら、この特例をされておるのか、もし、被災受益者が、その共済制度すら知らなければ、同じ被災しても、補助率の悪いほうに振り分けざるを得ない、ここを救済する考えはないかということをお尋ねしているわけです。もう一度お願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 申し訳ございません。確かに、今、議員おっしゃられるように、共済に加入している場合と非加入の場合は助成率が変わっているようであります。これにつきましては、今、どういう形で、その説明と申しますか、関係者のほうに周知しているかということでございますけれども、これにつきましては、後ほどまた担当部長のほうに答えていただきたいというふうに思っておりますが、ただ、私も手元に、今年度の台風第9号、第10号で被災した農業用ハウスや畜舎等の復旧支援事業で、共済組合に加入されてない方、また加入されてある方のリストをちょっといただきましたけれども、共済の関係で補助率等が、やっぱり個々でも違ってきているというようなことでもありますので、もし今後こういうことであれば、その周知等には図っていかねばならないというふうには思っておりますが、今現在の状況については、担当部長のほうにお答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 長郷議員の御質問にお答えします。

共済制度に加入してもらうためのPRが必要ではないかということですが、現在、共済については農業共済、それと農協の保険制度等があると思っておりますけれども、農業共済については、かなりもう、正確な数字は把握しておりませんが、加入率は高いものと考えております。

ただ、その中で、加入が、加入したくても加入ができない施設等があるということも存じておりますが、その分につきましては、今後、農協の保険のほうで対応が可能な分もあるということ聞いておりますので、その辺をもう少し精査していきたいと思っております。それが可能であれば、農業者の皆さんのほうに周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） これは大切なことですから、農業経営のみ係るか、水産も一緒なんです。根幹に関わることですから、知らないで通していったら、せっかく第1次産業をもっと振興せんばいかんと言いながらも、こういう、その、フォローする場合がある箇所ではフォローできなければ、経営は難しくなるんです。

今の答弁を、隅をつつくわけじゃないんだけど、今の答弁だと承知してないように聞こえるんです、保険制度そのものが。農協で捉えるものは捉えます、個別具体的にこういったものについてはありません、こういったものについてはありますというぐらいの調査をしていかないと、本当は救えませんよ。

共済制度が今年から収入保険制度に変わりますよね、変わりますよね、御存じだと思うんですけど、この共済、収入保険制度に入るためには申告が必ず必要なんです。白でも申告は申告ですけど、基本的には青色申告です。青色申告してその収支にまつわるものを基本として収入保険

料の金額が算定されると、大ざっぱに言えば、そういう制度に変わっているわけですね、この11月から受付が始まっているはずですが、だから、共済は共済としてそれは確かに仕事ですから、やられてるんでしょうが、しかし、それ、市が直接関わらないという話でもないと思うんですよ。そこら辺は担当部としてどういうふうに携わっておられるのか、お伺いいたします。

それともう一点、先ほど部長もおっしゃったけども、保険対象とならない施設というのがあるんです。これは、構築物は多分ならないと思います。例えば、一言で建物というけど、税法上でいう建物と、この保険にする建物、若干ずれがあるみたいですね。壁がないものも建物なんだけど、壁がなければ共済制度には今のところ拾うべきがないです、これは構築物ですから。構築物は保険が今のところ、私の知る限りはない、もしあれば助かるんだけど、そういったものについて、市としてどのような考えを持ってあるのか、この2点、お願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 1点目の共済制度の加入について、市としてどういうふうに関わっているのかということでございますが、共済については、それぞれ周知はしていると思えますけども、詳しい内容については、ちょっと申し訳ないですけども、私のほうでちょっと把握できる分がございません。

次に、その建物の分でございますが、構築物については共済の対象にはならないということでございますが、その分については、私のほうも把握しておりまして、屋根と柱だけの、いわゆる構築物というものでございますが、その分については共済の対象にならないというふうには聞いております。

例えば、堆肥舎とか牛舎とか、その辺については共済の対象にならないということは聞いておりますが、先ほども申しましたとおり、農協の保険のほうで、その分を救えるような対処を今していただいているということを知っております。詳しい内容についてはまだそこまでは把握はしていませんが、一応その農協のほうでできるような話は聞いております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） もうこれ以上、ここに突っ込む必要はないんですが、こういったふうに被災をされる人たち、しょうがないんですよ、自然災害ですから。最近では、毎年何らかの大きな災害が起こっておるわけですが、ここら辺をもう少しよく精査されて、救う道を考えていただきたい。もちろん、保険に入るのがもっともいい手段であることは皆さん御承知なんです。ただ、今、部長もおっしゃるように、ないものもあります。だから、できるだけないものがあるように、の方向で働きかけをしていただきたいと思います。と思います。

それで、市としてはどうなんですか、その救えない部分について救う気持ちはありますか。市

としてのその補助金交付要綱なり基準なり、被災に対する、そういったものはつくってありますかね。あるかないかだけで結構です。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 市の単独事業としてはございませんけども、国の補助事業の中で、被災分について国の補助の対象となれば、市の補助も出せるという補助金の要綱については現在整備中でございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 市長にお尋ねします。

ちょっと答えが曖昧模糊で、はっきりしないんですけど、救えない部分を救う気持ちがあるのかないだけ聞いているわけです。そこら辺の検討をさせていただけるかいただけないか、指示していただけるかいただけないか、どうぞお気持ちをお聞かせください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私も、この共済制度等に、ちょっとまだなかなか詳しくないということ、御容赦願いたいというところはあるんですけども、ただ、おっしゃられるように、救いたい気持ちは山々でありますけども、その前に、やはり共済制度等に、まず加入されることが第一ではなからうかと思えます。その後の件については、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 今、農業のほうだけ話しましたが、本当は水産も同じことなんです。御存じだと思うんですけど、例えば、今回、真珠を取り上げましたけども、真珠の中はちっちゃく分かれてるんですよ。稚貝は共済担当に入っていないんですよ。ところが、核入れしたものは共済があるんです。稚貝は、生産されている漁家の方がおられますけども、こういった方は被害があっても共済に入るすべがないんです。共済制度そのものがないわけです。ここら辺も併せて検討していただければと思いますが、被災がないことを願うばかりですけども、もし、今後、こういう被災があった場合、養殖業者に対して今回いろいろ県も市も御支援いただいているようですけども、そういったように、入りたくても入れないというのが現実ありますので、そこら辺もう一度よく担当課のほうで精査されて、今後遺漏のない対応を希望いたします。

次の指定管理のほうに入りますけども、指定管理のことなんですけど、先ほど説明がありましたけども、財政状況という言葉が市長は使われたんですけども、端的に伺いますが、指定管理している指定管理料と、そうじゃなくて、維持管理をした場合の経済比較はなされたことありますか。指定管理施設について指定管理料の合計とそうじゃない場合の、単独でやった、委託等でや

ったときの効果は検証されたことありますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私もその件については直接担当したこともありませんので、その比較をしたかどうかはわかりません。ただし、これまでも、今までみたいな直営と指定管理と比較した場合には、どうしても直営の場合は指定管理に比べて、人件費等が課題になってくるのではなからうかというふうに思っておりますので、一概には言えませんが、指定管理のほうが事業費としては割安にならうかというふうに考えております。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 概念的話では先行けませんので、この比較については、ぜひ、先ほど再検討、検証するというお話がありましたので、その折にでも、指定管理、出した場合と出さない場合の差額を精査していただきたいと思います。といいますのは、一つの例取りますけど、湯多里ランドつしまです。今回、公募かけられて、募集があってませんよね。それで、その募集要項をちょっとネットから取って見たんですけども、これだと応募してくる人いないという、私は判断いたしました。ここ書いてあるのが、まずプールしか指定管理対象になってないんですよ。令和4年度からは、対馬市木質バイオマスエネルギー導入計画に基づき、熱エネルギーサービス事業を導入する予定です。これはこれでいいんですけども、だから、令和3年度においては、温浴施設は運営できませんよという書き方されていますね。そして、レストランの場合は指定管理から離しますよと、だからレストランをやりたい人は別にレストラン用のを挙げてくださいという募集要項ですよ。これからすると、あそこは多分レストランと温浴とプールの3つで組み立てていると思うんですけど、こういう募集して、果たして手を挙げる人が出てくるんですかね。

だから、指定管理そのものについて、私の見解とすれば、本当の意味の指定管理は理解いただいているのかどうかというのはちょっと疑問を持つんです。これに限ったことではありませんよ、ほかにもありますよ、ほかの施設も。ただ、例示的に、今、対象になっているのが、今、募集しているのがここですから、ここであえて言いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 湯多里ランドにつきましては、実はその温浴施設のほうは、特に今、配管等が次から次に老朽化により修理が必要となるということから、令和3年度においては、配管等の大規模改修を行わなければならないというようなことから、この運営が難しいのではなからうかというようなことから、令和3年度についての温浴施設については、指定管理制度は採用しないと、プールのみということで募集をしているというところでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） だからどうするんですかと私は尋ねているのであって、それでは

もう多分プラスにならないと思いますよ、指定管理。市がどのくらい指定管理料は積算しているかわかりませんが。これはこれでおきますけど。

お尋ねします。指定管理料は算定する方法の基準ってどんなふうな形で行われているか教えてください。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 指定管理料の算定基準についての質問でございますが、施設も多種多様でございますので、個々にそのような基準というのは設けておりません。そして、新たに指定管理を導入したいという施設があれば、施設の運営費、人件費を含めたところの運営費から収支計画表を提出いただいて、その妥当性を指定管理選定委員会の中で審査をして、決定をしているというような状況でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 妥当性、なかなか難しい解釈になるんですけど、要は、指定する側の市の担当部署としては、この施設については過去の実績から見て、このくらいで収まるだろうというシミュレーションもやってないという理解になりますが、それでよろしいんですか。だから、一つ例示、極端に言いますが、1億で指定管理したいよという業者が出てきましたよ、その1億をそのままのみして指定管理なされるのか、さっき言った財政的状况とか、人件費とか、多額にかかる予定、考えられるんで、指定管理が有利だよという説明だったけど、その根拠はないのと一緒ですよ、今の説明だと。1億で指定管理してもらいたかったら、市もそれなりの根拠は持つかないと、比較対象は出てこないと思うんです。管理者のぽんと出した資料だけを、ああ、これ切ろう切ろうって切って、結局は1割減になりましたと、じゃ、これで指定管理出しますからお願いできますかと、極端にはこういう話になるんじゃないですか。それで、公の施設は施設ごとに担当部署も違うわけですから、そこら辺はどんなふうにお考えか、お願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 指定管理につきましては、先ほども総務部長のほうからも答弁しましたように、多種多様な施設になりますので、その種別にいろんなパターンがあろうかと思います。

確かに、それを収支、まず計画等ですけども、ケーブルテレビ等につきましては、私、以前、担当のときに、まず初めての指定管理ということになりますので、自分たちでどのような経費がかかり、また収入についてはどのような収入があるかということをして10年間にわたって算出をいたしまして、その上で指定管理が妥当かどうかということを経緯がございまして、

確かに、議員おっしゃられるように、できる、そういう、施設関係での指定管理は算出する方法が必要であらうかと思いますけども、ただ、その種類別によっては、ちょっとなかなか困難な施設等もあろうかというふうに思います。なかなか難しい問題であるということでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） もう水かけ論になりますから、これはこれで、指定管理料の算定については、今後、それぞれの担当される部署においてシミュレーションしていただければ結構だと思います。

何で私がこういうことを言っているのかというのは、先ほどの共済制度も、被災者もそうなんだけど、市については財政的にそんな豊かであるわけじゃないんで、私はこの指定管理制度は果たして適当かどうかという疑問を施設ごとに抱えております。そこを精査していただけるということですから、あえて言いませんが、そういった、その指定管理料についても、さっき市長が言われたように、ケーブルテレビについては当初初めてですから、それは致し方ないと思いますが、もう3回目の更新に来ているわけです。もう実績が上がっているわけです。だから、それは少し、私としては答えにならないという理解をしておりますが、もうそれ以上ここで論じるつもりはありませんが、今後やられる場合についてひとつ御検討いただきたい。

それともう一つ、さっき言われた、集会所が123施設あると言われる、これを地区に指定管理するっていかなものかなと思いますよ。指定管理になじむんですか。収入はほとんどないでしょう。維持管理だけじゃないですか。

ほいで、地域から、例えば、屋根が壊れた、壁が壊れた、修理をお願いしますと担当課に行ったとしても、いや、予算がないからちょっと待ってくださいよという、今、答弁、全部出してありますよね。これって指定管理にしたらおかしいんですよ、指定管理しているわけですから。報告を、地区から来て、ああ、こういうことが起きているんだと、それはリスク分担表の中で、ちゃんとうたわれているわけでしょう。市がやるようになっているじゃないですか。でも、予算がないからちょっと待ってくださいよって話は、それはそれとして理解するにしても、それを全く要望書の答えとしてそれを出しているというのは、私は考え方が少しずれているんじゃないかと思うんですよ。委託じゃないんですよ、指定管理なんですよ。だから、使用料とか発生しないんじゃないですか、ほとんど集会所って。通常の備品は、消耗品は当然、地元が負担してっていう契約条項ですから、それはそれでいいんですけどね。そういう、屋根が、この台風みたいに屋根が飛んだ、あるいは屋根が漏水が多いんで、改めて屋根つけたらそれが飛んで行ってしまって、相手の方に迷惑かけて、補償金を払わなければならないというようなケースが起こるわけです。

指定管理者は善良な管理はしているんだけど、あくまでも地区にやってたら、詳細な、どこが破損して、どこが老朽化してて、どこが、そういったとで被害を受けそうだというのは、多分無理だと思うんですよ。多分、報告書も取ってないでしょう。ほかの、金銭が伴うところは、多分、報告書、毎年、決算書が上がるでしょう。利用実績とか上げてくるじゃないですか。しかし、集会所についてはそういう性格のものじゃないから取らないでも構いませんけども、そういったも

のの整理の仕方はしっかりしていただいたほうが、地区の方も安心して維持管理ができるんじゃないかと私は考えます。

だから、今回のことが起こらないとも限らないんで、そこら辺についてはその地区との協定、しっかりしてもらいたいと思います。

リスク分担表と協定条項の中身がそごがあります。そこら辺もよく考えて精査していただきたいと思います。

それと、次なんですけど、道路の話をさっき、道路法で確かに、今、市長の答弁されたのが事実なんですけど、でも、道路法の中に、この解釈をどうすればいいのか教えてもらえればいいんですけど、道路管理者以外の者の行う工事という条項が第24条にあるんですよ。これ、必要な部分だけ読みますが、ただし、道路の維持で政令で定める簡易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しないという条項もあるし、これは維持管理、維持です、あくまでも。清掃と除草ですから、維持についてはできるんじゃないですか。そして、維持・修繕協定の締結ということであって、災害の発生時において、道路管理者以外の者が特定の道路を維持することができるという、22条の2にあります。これは多分、災害で土砂崩れ来ました、増水して川が氾濫して道路が通行できませんというようなものが想定できますけども、こういう災害が多いときは、各事務所がどここの人たちにあの区間の泥を撤去してくださいというお願いしているはずなんです。だから、そういったものについて迅速にできるのは、指定管理制度もひとつ考えていいんじゃないかと。やれと言っているわけじゃないんですよ、清掃を常にやっておけば災害も少なくなるよと私は言っているんです。

今、各事務所に2名ずつ道路維持管理をする人員を配置されていますよね。それはそれで大いに役立っているところなんですけども、ちょっと資料見ると金額がえらい、年間の金額が少なく、働いていただいているようなんですけども、ここら辺を含めると、雇用の問題とか、環境のいい道路の整備の在り方とか、観光立島を目指す本市としては、道路が狭くなってきている現状、狭くなっている、表現がちょっと悪いんですけど、イノシシとか鹿が頑張っって泥を道路に落としてくれるんで、その泥が堆積したら草がいっぱい生えます。当然、そうなったら交通の支障になります。こういったものを除去することも必要かと考えております。公の道路じゃなくて、先日も出たように観光道路等についても、一定の人たちを指定管理みたいに維持管理をお願いしてもいいんじゃないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 平成15年の7月17日付で、総務省自治行政局長のほうから通達が出ております。その中で、「道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において、公の施設の管理主体が限定される場合は、指定管理者制度を採ることはできない」ものであるということが通達

できておりますけども、特にこの中でも、道路法等につきましては、市道は市が管理しておりますので、この通達によりまして、指定管理者制度を採ることは適法じゃないというような判断をしているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 確かに道路法、それが優先度は十分わかりますが、私が言っているのは、絶対できないということじゃないと思うんですよ。というのは、同じ総務省自治行政局長の通達で平成22年12月28日発令されたものがありますよね。指定管理者制度の運用についてという、これは、市長がおっしゃるように、平成15年9月に設けた制度がかなりたっているんで見直しましょうというような通達で、確かに道路は各都道府県がそれぞれやるように明記はされておりますが、全くできないという話でもないんで、これを仮に指定管理じゃなくても委託でも構いません、道路環境をとにかくよくしてもらえればいいわけですから、その指定管理にこだわっているわけじゃないんです。だから、道路環境を、今やっている管理者を各2名ずつ置いてありますが、それでは頑張っても不十分なんで、もう少し道路が広く使えるようにという配慮をしていただきたいということを要望しているんですけども、その考えについては御賛同いただけますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 要は、道路管理につきましては、市民、そしてまた公共の通行に影響を与えないようにすることから、議員おっしゃられるように、そこら辺の管理清掃等はきちっとしなければならぬという思いは持っておりますが、まだ今後、指定管理はなかなか難しいというようなことでありますので、これを直営の一部業務委託か、またその入札等による委託等を検討していきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 一つお願いがあります。入札は避けていただきたい。なぜならば、今年の国県道の草刈り作業は、落札業者がいなくて随分遅れて事業を実施するというお話を伺っております。

だから、要するに、メーター単価の問題なのか、事業量の問題なのか分かりませんが、落札業者がいなくて、入札してしまえば、そこら辺は臨機応変に対応していただきたいと考えます。

もう一点、最後ですが、港湾ターミナルビルが完成しましたが、ここは指定管理する予定はございますか。聞こえてない。港湾ターミナルビル、この施設は委託方式でやるのか指定管理方式でやるのか、条例上は指定管理ができるように書かれておりますが、どのようにお考えかを。

○議長（小川 廣康君） 時間が迫っております、簡単にお願います。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 担当部長のほうに答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、伊賀敏治君。

○建設部長（伊賀 敏治君） 国内ターミナルビルにつきましては、航路事業者が九州郵船ということになっておりますので、どうしてもその九州郵船関係を外してという指定管理ということは考えられないと思いますので、指定管理には適さないかなというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） これで、長郷泰二君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 以上で本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。

明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時51分散会
